

改正案	現行
<p>（契約締結前交付書面の記載事項）</p> <p>第五十二条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七 当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつて<u>いる</u>認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に<u>限る</u>。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）</p> <p>十八（略）</p>	<p>（契約締結前交付書面の記載事項）</p> <p>第五十二条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七 当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつて<u>いる</u>認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）</p> <p>十八（略）</p>

附 則

(施行期日)

1 この命令は、平成二十一年十月九日から施行する。

(契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置)

2 この命令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についてのこの命令による改正後の労働金庫法施行規則第五百二十二条の二十四第一項第十七号の規定の適用については、この命令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この命令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。